

「雇用関係助成金」検索表

【区分】	【助成の対象】		【主な要件】	【助成金名】	
労働者の雇用維持を図る	経営が悪化する中で、休業や教育訓練、出向を通じて労働者の雇用を維持する			雇用調整助成金	
離職する労働者の再就職支援を行う	再就職支援を民間職業紹介事業者等に委託等して行う	事業規模縮小等により離職を余儀なくされる労働者		労働移動支援助成金 (Ⅰ 再就職支援コース)	
	早期に雇い入れる	事業規模縮小等により離職を余儀なくされた労働者		労働移動支援助成金 (Ⅱ 早期雇入れ支援コース)	
中途採用する	中途採用を拡大する	雇用期間の定めのない労働者	中途採用率を向上させた場合または45歳以上の者を初めて中途採用した場合	中途採用等支援助成金 (Ⅰ 中途採用拡大コース)	
	東京圏からの移住者(※1)を雇い入れる			中途採用等支援助成金 (Ⅱ UIJターンコース)	
起業する	起業により中高年齢者等を雇い入れる			中途採用等支援助成金 (Ⅲ 生涯現役起業支援コース)	
新たに労働者を雇い入れる	継続して雇用する労働者として雇い入れる	母子家庭の母等		特定求職者雇用開発助成金 (Ⅰ 特定就職困難者コース)	
		高年齢者	60～64歳	特定求職者雇用開発助成金 (Ⅰ 特定就職困難者コース)	
			65歳以上	特定求職者雇用開発助成金 (Ⅱ 生涯現役コース)	
			被災離職者等	特定求職者雇用開発助成金 (Ⅲ 被災者雇用開発コース)	
		身体障害者・知的障害者・精神障害者	発達障害者・難治性疾患患者	中小事業主が障害者をはじめて雇い入れた場合	特定求職者雇用開発助成金 (Ⅰ 特定就職困難者コース)
					特定求職者雇用開発助成金 (Ⅵ 障害者初回雇用コース)
					特定求職者雇用開発助成金 (Ⅳ 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース)
					特定求職者雇用開発助成金 (Ⅶ 安定雇用実現コース)
	自治体からハローワークに就労支援の要請があった生活保護受給者等			特定求職者雇用開発助成金 (Ⅷ 生活保護受給者等雇用開発コース)	
	新卒求人の申込みまたは募集を行い、初めて雇い入れる	学校等の既卒者・中退者		特定求職者雇用開発助成金 (Ⅴ 三年以内既卒者等採用定着コース)	
	一定期間試行的に雇い入れる	安定就業を希望する未経験者等		トライアル雇用助成金 (Ⅰ 一般トライアルコース)	
		障害者		トライアル雇用助成金 (Ⅱ 障害者トライアルコース)	
		短時間労働の精神障害者、発達障害者		トライアル雇用助成金 (Ⅲ 障害者短時間トライアルコース)	
		若年者または女性を建設技能労働者等として雇い入れる	建設業の中小事業主	トライアル雇用助成金 (Ⅳ 若年・女性建設労働者トライアルコース)	
雇用情勢が特に厳しい地域等に居住する地域求職者等を雇い入れる		事業所の設置・整備をした場合	地域雇用開発助成金 (Ⅰ 地域雇用開発コース)		
			地域雇用開発助成金 (Ⅱ 沖縄若年者雇用促進コース)		

(※1)地方創生推進交付金を活用して地方公共団体が実施する移住支援事業を利用したUIJターン者に限ります

【区分】	【助成の対象】	【主な要件】	【助成金名】	
労働者の雇用環境の整備を図る	障害者等関係	柔軟な時間管理や休暇取得を可能にするための措置を講じる	→ 障害者雇用安定助成金 (Ⅰ 障害者職場定着支援コース)	
		短時間労働者の所定労働時間を延長する		
		正規雇用・無期雇用等へ転換を行う		
		職場定着のための措置 障害者の支援を実施する職場支援員(※2)を配置する		
		職場復帰のために必要な職場適応の措置を行い、中途障害者を職場復帰させる		
		中高年障害者の雇用を継続するために必要な職場適応の措置を行う		
		障害者の支援に関する知識等を習得させるための講習を受講させる		
		職場適応援助者の配置 職場適応援助者(ジョブコーチ)による支援を実施する		→ 障害者雇用安定助成金 (Ⅱ 障害者職場適応援助コース)
		作業施設整備 障害者の障害特性による就労上の課題を克服する作業施設等を設置・整備する		→ 障害者作業施設設置等助成金
		福祉施設整備 障害者の福祉の増進を図るための福祉施設等を設置・整備する		→ 事業主団体も可 → 障害者福祉施設設置等助成金
介助措置 障害者の雇用管理のために必要な介助者等を配置または委嘱する(※3)	→ 障害者介助等助成金			
通勤措置 障害者の通勤を容易にするための措置(※4)を実施する	→ 一部、事業主団体も可 → 重度障害者等通勤対策助成金			
事業施設整備等 重度障害者を多数継続雇用する事業施設等の整備等を実施する	→ 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金			

(※2)対象労働者に対して業務遂行に必要な援助・指導を行う専門家

(※3)①職場介助者を配置または委嘱する、②手話通訳、要約筆記等の担当者を委嘱する、③合理的配慮に係る相談等に心しる者を増配置または委嘱する

(※4)①重度障害者等用社宅を賃借する、②社宅に同居した障害者に対して指導・援助を行う指導員を配置する、③障害者に対して住宅手当を支給する、④通勤用バスを購入する、⑤通勤用バス運転手を委嘱する、⑥通勤援助者を委嘱する、⑦自動車通勤のための駐車場を賃借する、⑧通勤用自動車を購入する

【区分】	【助成の対象】	【主な要件】	【助成金名】	
労働者の雇用環境の整備を図る	雇用管理制度(評価・処遇制度、研修制度、健康づくり制度、メンター制度、短時間正社員制度)の導入を通じて従業員の離職率の低下を図る	短時間正社員制度のみ保育事業主	人材確保等支援助成金 (Ⅰ 雇用管理制度助成コース)	
	対象労働者	介護労働者 介護福祉機器の導入を通じて従業員の離職率の低下を図る	介護事業主	人材確保等支援助成金 (Ⅱ 介護福祉機器助成コース)
		介護労働者または保育労働者 賃金制度の整備を通じて従業員の離職率の低下を図る	介護事業主または保育事業主	人材確保等支援助成金 (Ⅲ 介護・保育労働者雇用管理制度助成コース)
	人材確保や労働者の職場定着を支援するための事業を実施する	都道府県知事に改善計画の認定を受けた事業主団体	人材確保等支援助成金 (Ⅳ 中小企業団体助成コース)	
	生産性向上に資する人事評価制度と賃金制度を整備することを通じて、生産性向上、賃金アップ及び離職率の低下を図る		人材確保等支援助成金 (Ⅴ 人事評価改善等助成コース)	
	生産性向上に資する設備等を導入することにより、雇用管理改善(賃金アップ等)と生産性向上を図る		人材確保等支援助成金 (Ⅵ 設備改善等支援コース)	
	働き方改革のために人材を確保することが必要な中小企業が、新たに労働者を雇い入れ、一定の雇用管理改善を図る		人材確保等支援助成金 (Ⅶ 働き方改革支援コース)	
	建設労働者	雇用管理改善制度の導入・実施を通じて従業員の入職率目標を達成する	建設業の中小事業主	人材確保等支援助成金 (Ⅷ 雇用管理制度助成コース(建設分野))
		若年及び女性労働者の入職や定着を図ることを目的とした事業を実施する	建設業の事業主または事業主団体	人材確保等支援助成金 (Ⅸ 若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース(建設分野))
		自ら施工管理する建設工事現場での女性専用作業員施設の賃借を実施する	建設業の元方の中小事業主	人材確保等支援助成金 (Ⅹ 作業員宿舎等設置助成コース(建設分野))
	季節労働者	通年雇用をする	積雪寒冷地域の林業・建設業・水産食料品製造業等	通年雇用助成金
	高年齢者	65歳以上への定年引上げ等を実施する		65歳超雇用推進助成金 (Ⅰ 65歳超継続雇用促進コース)
		高年齢者の雇用管理制度を整備する		65歳超雇用推進助成金 (Ⅱ 高年齢者評価制度等雇用管理改善コース)
		無期雇用への転換を実施する		65歳超雇用推進助成金 (Ⅲ 高年齢者無期雇用転換コース)
対象労働者	有期契約労働者等 (契約社員・パート・派遣社員など)	正規雇用労働者等へ転換または直接雇用を実施する	キャリアアップ助成金 (Ⅰ 正社員化コース)	
		賃金規定等の増額改定により賃金の引上げを実施する	キャリアアップ助成金 (Ⅱ 賃金規定等改定コース)	
		法定外の健康診断制度を導入する	キャリアアップ助成金 (Ⅲ 健康診断制度コース)	
		正規雇用労働者と共通の賃金規定等を導入する	キャリアアップ助成金 (Ⅳ 賃金規定等共通化コース)	
		正規雇用労働者と共通の諸手当制度を導入する	キャリアアップ助成金 (Ⅴ 諸手当制度共通化コース)	
		短時間労働者を新たに社会保険に加入させると同時に賃金引上げを実施する	500人以下の企業で短時間労働者の適用拡大を実施した事業主	キャリアアップ助成金 (Ⅵ 選択的適用拡大導入時処遇改善コース)
		短時間労働者の所定労働時間を延長すると同時に社会保険に加入させる		キャリアアップ助成金 (Ⅶ 短時間労働者労働時間延長コース)

【区分】	【助成の対象】		【主な要件】	【助成金名】
仕事と家庭の 両立支援等に 取り組む	男性の育児休業取得	男性が育児休業・育児目的休暇を取得しやすい職場環境作りに取り組む、取得させる	中小企業	両立支援等助成金 (Ⅰ 出生時両立支援コース)
	仕事と介護の 両立支援	仕事と介護の両立支援に関する取組を行い、介護休業や介護両立支援制度を利用させる		両立支援等助成金 (Ⅱ 介護離職防止支援コース)
	育休復帰支援プラン・ 代替要員確保	育休復帰支援プランを作成し、労働者に育児休業取得・職場復帰させる育児休業代替要員を確保する保育サービス費用補助制度等の制度を導入し、利用させる		両立支援等助成金 (Ⅲ 育児休業等支援コース)
	再雇用制度導入	育児・介護等を理由とした退職者の復職支援の取組を行い、希望者を再雇用する	中小企業 (労働者数300人 以下)	両立支援等助成金 (Ⅳ 再雇用者評価処遇コース)
	女性が活躍しやすい職 場環境の整備	女性活躍推進のための行動計画に基づいた取組目標又は数値目標を達成する		両立支援等助成金 (Ⅴ 女性活躍加速化コース)
	事業所内保育施設の 設置等	事業所内保育施設を設置・運営・増築する(※5)		両立支援等助成金 (Ⅵ 事業所内保育施設コース)
労働者等の職 業能力の向上 を図る	訓練効果が高い10時 間以上の訓練	OJTとOff-JTを組み合わせた訓練、若年者への訓練、労働生産性向上に資する訓練等を実施する	事業主 事業主団体等	人材開発支援助成金 (Ⅰ 特定訓練コース)
	職務に関連した20時間 以上の訓練	職務に関連した知識・技能を習得させるための訓練を実施する		人材開発支援助成金 (Ⅱ 一般訓練コース)
	有給教育訓練休暇制 度の導入	有給の教育訓練休暇制度を導入し、労働者が当該休暇を取得して訓練を受ける 有給又は無給の長期の教育訓練休暇制度を導入し、労働者が当該休暇を取得して訓練を受ける	建設業の中小事業 主 または中小事業主団 体 建設業の事業主 または事業主団 体 事業主、事業主 団体、社会福祉 法人等	人材開発支援助成金 (Ⅲ 教育訓練休暇付与コース)
	有期契約労働者等に 対する訓練	有期契約労働者等の人材育成を図る		人材開発支援助成金 (Ⅳ 特別育成訓練コース)
	建設労働者に対する 訓練	認定訓練を実施または建設労働者に受講させる 建設労働者に技能実習を受講させる		人材開発支援助成金 (Ⅴ 建設労働者認定訓練コース) 人材開発支援助成金 (Ⅵ 建設労働者技能実習コース)
	障害者に対する訓練	障害者に対して、職業能力開発訓練事業を実施する	人材開発支援助成金 (Ⅶ 障害者職業能力開発コース)	
	都道府県労働局長からの委託により、事業所での作業環境へ適応させるための訓練を行う		職場適応訓練費	

(※5)現在、新規の申請受付は行っていません